

令和4年度住民異動受付窓口支援システム構築および運用保守業務 公募型プロポーザル方式等提案業者募集要項

1 業務名

住民異動受付窓口支援システム構築および運用保守業務

2 業務場所

守山市役所

3 業務内容

別紙「住民異動受付窓口支援システム構築および運用保守業務仕様書（以下「仕様書」。）」のとおり

4 履行期間

構築期間：契約締結日から令和4年12月31日まで

利用期間：令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

5 参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加する者の資格要件は、以下によるものとする。

なお、資格要件の審査基準日は本手続開始を公告した日の前日とし、審査基準日以降、契約締結までに資格要件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

(1) 次の項目に該当する者

ア 令和4年度役務委託等業務業者登録簿に登録があり、108「電算処理関係」を第1希望としている者

イ 近畿2府4県に本店または委任のある支店・営業所を有する者

ウ 守山市の人口規模と同等もしくは同等以上(人口8万人以上)の自治体において、住民異動受付窓口支援システムおよび同種システムの導入実績を有する者

エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークまたはISMSの認定を受けており、定期的に更新がなされていること。

(2) 次の項目のいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始

の申立てがなされている者

エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体

(ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

(ウ) 暴力団関係者 暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

a 事故、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

b 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

c 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

d 暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

6 プロポーザルの参加申込および受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

下記提出書類を持参により提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）：1部

イ 業務実績書（様式2）：1部

ウ プライバシーマークの写し または ISMS 認定取得証明書の写し（IS027001）、ISMS クラウドセキュリティ認証取得証明書の写し（IS027017）：1部

(2) 受付場所 守山市環境生活部市民課

(3) 受付期間 令和4年5月26日（木）から令和4年6月9日（木）正午まで
ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く執務時間

(4) 参加申し込み後の辞退については、任意書式により辞退届を提出すること。

(5) 参加者の決定

ア 提出された申込書等を基に審査を行い、プロポーザルに参加できる者を決定する。その結果を令和4年6月10日（金）目途に、参加申し込みした者に書面および電子メールにより通知する。

イ 審査結果は、参加申込者全員に通知するが、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

6-1 質疑応答

- (1) 本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（様式3）にて、令和4年6月1日（水）午後5時までに下記問い合わせ先に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAXとする。電話および口頭による受付は出来ないので留意すること。
- (2) 質問書の内容およびそれに対する回答は下記問い合わせ窓口にて令和4年6月3日（金）から掲載する。

7 プロポーザルの実施概要

(1) 提案書等の提出時期

令和4年6月24日（金）正午を提出期限とする。

(2) 実施要項の入手方法

令和4年5月26日（木）から、下記問い合わせ先にて配布する。また、守山市ホームページにて掲載する。

7-1 提案書の提出および受付

(1) 下記提案書作成要領および別冊「実施要項」「仕様書」「提案書への記載項目および配点表」等に基づき提案すること。

(2) 提案書の様式および部数

ア 提案書（提案様式A）：8部

イ 法人業務実績書（提案様式B）：8部

ウ 業務見積書（提案様式C）：1部

エ 機能要件回答書（提案様式D）：8部

オ 企業概要（任意様式、パンフレット可）：8部

(3) 提出方法 持参による。（郵送等は不可）

(4) 提出期限 令和4年6月24日（金）正午

(5) 提出場所 下記問い合わせ先にて受付する。

(6) 注意事項

- ・提出期限に遅れたものは、提出がなかったとみなし失格とする。
- ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

8 提案書作成要領

8-1 提出書類

次に基づき、必要な資料を作成すること。

(1) 提案書（提案様式A）

ア 提案書のフォーマットはMicrosoft Office 20**以上（Word・Excel・Power Point）を使用すること。提案様式Aを鑑とし、任意の書式（A4縦）で作成す

ること。

イ 別冊「仕様書」に記載する各種要件の実現可否について判断できる様に記載すること。記載内容が曖昧や不明確な場合は、機能要件を満たさないと判断する必要があるので注意すること。

ウ 別冊「提案書への記載項目および配点表」の記載順序を意識して提案書を構成すること。ただし、これは提案範囲を限定するものではない。

エ 本市に有意義であると考えられる提案があれば、追加記載すること。

(2) (提案様式B) 法人業務実績書

ア 市民課窓口業務（住民記録システム、戸籍システム等）の実績等について記載すること。

イ 自治体規模等が判断できる様に人口規模、名称、契約金額等を記載すること。

(3) (提案様式C) 業務見積書

ア 見積金額の明細書を作成し、記載（または添付）すること。

イ 業務に必要な費用すべてを見積に含めること（税抜き）。

(4) (提案様式D) 機能要件回答書

ア 項目ごとの機能について、「標準パッケージで対応済の場合：○」「カスタマイズ等で対応の場合：△」「対応不可能の場合：×」を記載すること。

イ 項数欄には、提案様式Aで作成したページ数を記入すること。

8-2 提案書等の取り扱い

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、本市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合がある。

8-3 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

9 審査および提案評価基準

9-1 プロポーザル（提案プレゼンテーション）の実施

提案事業者は、審査員に対して、提案内容についてプレゼンテーションをすること。

日時	令和4年6月29日（水）（時間などの詳細は後日案内する） 複数者が参加する場合は、順番等を定め審査する。
----	---

場所	守山市役所 3階 31 会議室（予定）
時間	40 分以内（準備および撤収時間は別途用意） ※提案書等の説明は25分 質疑応答時間15分を予定
機材	パソコンは持込みを想定。モニター等は本市で準備する。
審査員	7人（副CIO、ICT政策課、市民課など）予定
提案事業者	出席者は3人までとする。 提案書の概要について、パワーポイントを用いて説明すること。 <u>プレゼンテーション進行および説明は、本業務プロジェクト責任者が実施すること。</u>

9-2 審査について

- (1) 受託者選定にあたる審査は、審査員が行う。
- (2) 審査員は、提出された提案書、提案事業者の実績およびプレゼンテーションの内容について、評価および採点を行う。

9-3 評価・選定方法および審査基準

提案評価および価格評価により、受託予定者を選定する。

※詳細は、「提案書への記載項目および配点表」のとおり。

No.	評価項目	点数
1	提案評価	400
2	価格評価	100
	合計	500

(1) 提案評価（提案書・プレゼンテーション評価）

- ・審査員が評価項目（提案書への記載項目）毎に、次の評価基準により採点する。
（各項目への配点×評価率）

※提案評価小計に、小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

評価	評価率
非常に優れている	×1
優れている	×0.8
標準より出来ている	×0.6
標準より劣る	×0.4
劣る	×0.2
提案なし	×0

- ・法人の業務実績

本業務の類似業務として、市民課窓口業務システムのノウハウおよび導入実

績について、配点に、業務実績件数を提案法人の業務実績最大数で除して得た割合を乗じて評価する。評価点＝配点×（実績件数/提案法人の最大実績件数）

・提案評価点＝各項目の合計

(2) 価格評価

当該業務の見積額（税込み）について評価する。

価格評価点 ＝100×（1－（提案者の見積額/予定価格））

※小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

※予定価格を超える見積額の場合は、失格とする。

9－4 事業者の選定

(1) 上記9－3に基づく採点により最も高い点数の提案者を受注者として選定する。

(2) 合計点数が同じ場合は、以下の順で選定する。

ア 価格評価が異なる場合、価格評価が高い者を選定する。

イ すべての評価が同じの場合は、くじ引きにて選定する。

(3) 参加者が1者のみ場合は、評価結果を参考とし、審査員の協議により総合評価を行い、当該参加者が受注者として適当と判断すれば、契約の相手方として選定する。

(4) 審査結果の通知

令和4年6月30日（木）に審査結果の通知文を発送する。

なお、審査結果は、参加者全員に書面で通知するが、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

10 契約方法

(1) 本プロポーザル選定事業者と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、見積上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。

(2) (1)による協議成立後、本市と本プロポーザル選定事業者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、見積上限額を超えない範囲で、随意契約を締結するものとする。ただし、システム構築費については、改めてリース会社による指名競争入札を実施し、リース契約を締結する。（本プロポーザル選定事業者とは、その旨の約定書を取り交わす。）

(3) 契約手続きおよび契約書は、守山市財務規則等によるものとする。

11 その他（プロポーザルの停止、中止および取り消し）

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事

業を停止、中止または、取り消すことがある。この場合においてプロポーザル等に要した費用を本市に請求できないものとする。

12 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市環境生活部市民課 担当：小林、石塚

電話 077-582-1122

FAX 077-583-9737

E-mail shimin@city.moriyama.lg.jp